

議案第 63 号 牧之原市成年後見制度利用促進審議会条例の制定について

1. 5 番 平口 朋彦 議員

- 1 条例案の第 3 条には、委員は 10 人以内で組織し、制度に関し識見を有する者のうちから委嘱するとされている。この場合の「識見を有する」とは法曹家若しくは準ずる者という理解でよいか。それとも法ならびに制度理解ができている程度のものをいうのか。
- 2 第 7 条には「専門部会」について置くことができるとの記述があり、本年 11 月 20 日の常任委員会合同協議会では「個別支援部会」及び「市民後見推進部会」をそれぞれ設置する旨の意向が示された。この部会は成年後見制度利用促進審議会（以下、審議会）委員のみで構成されるのか。はたまた全く別の人選がなされるのか。また同じく資料内にあった今後設置が検討される「成年後見センター（中核機関）」について、特定の場所を設け設置されるようなものなのか、また常駐する人員がいるのかも併せてお聴きする。
- 3 附則により「公布の日から施行する」とあるため、本年度中に審議会が設置されるものと解するが、予算から見ると本年度当初予算の中の 3 款 1 項 3 目老人福祉費内に「成年後見制度利用促進検討会委員報酬」はあるものの、この審議会に関しては、当然のことながら当初予算にも、また今定例会に上程されている補正予算内にも委員等報酬が計上されていない。委員及び部会員、並びにセンター員全て、無報酬で従事していただくとの考えでよいか。

2. 6 番 藤野 守 議員

- 1 市が把握している成年後見制度の利用者数は直近 3 年間において各年何件か伺う。また、市内において認知症や精神、知的障害により権利擁護の支援が必要な人が推定何人いるか伺う。
- 2 審議会の年間の開催数は何回くらいと想定しているか伺う。
- 3 成年後見人の支援、監督をされている成年後見センターは行政の中の機関となるのか伺う。

3. 14番 大石 和央 議員

- 1 成年後見制度利用促進基本計画との兼ね合いは。
- 2 成年後見制度の利用増大をどのように見込んでいるのか。現状何が課題なのか。
- 3 成年後見等実施機関の設立などの支援についてどのような措置を講ずるのか。